

(様式－1)

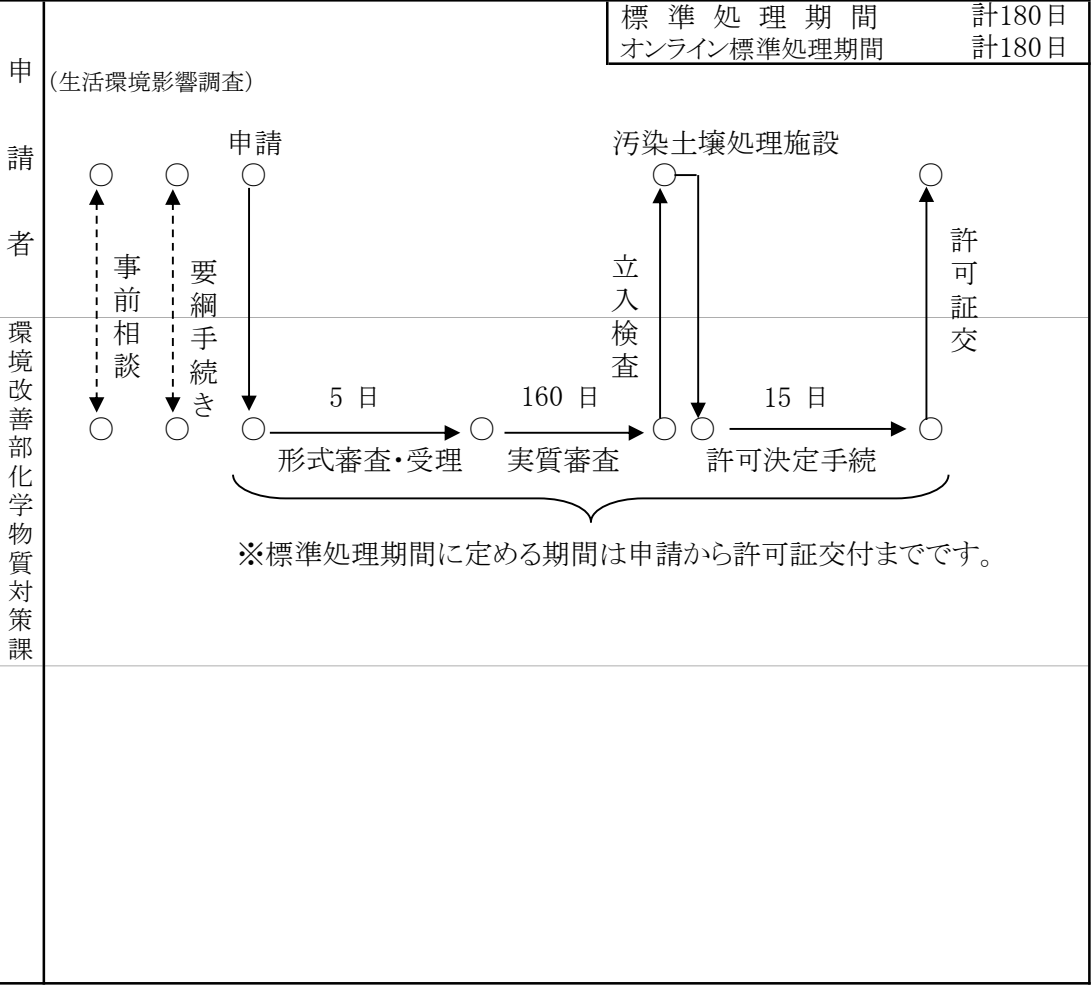
事務処理フロー図

(令和6年11月6日更新)

事務名 汚染土壌処理業許可申請(浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設)

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-377

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に応じます。
2	要綱手続き	「東京都汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱」に基づき、手続きを行ないます。
3	形式審査・受理	申請書の記載漏れがないか、添付書類がそろっているか審査した後、受理します。
4	実質審査	申請書の内容について、許可基準(省令第4条)に適合するか、また、欠格要件該当の有無について審査します。
5	立入検査	汚染土壌処理施設が、許可基準に適合しているか、現地での立入検査を行います。
6	許可決定手続	審査及び立入検査の結果、汚染土壌処理施設及び申請者の能力が処理業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして許可基準に適合しており、欠格要件に該当しないときは、許可を決定し、許可証を交付します。
備考	汚染土壌処理施設を新規に建設し、かつ、着工前に許可申請する場合、その建設工事の期間は標準処理期間に含まれていません。申請内容によっては、許可に必要な条件を付すことがあります。	